

宮崎県内の外国人材受入事業者の皆様へ

令和 8 年度

宮崎県外国人材 定着促進支援事業費 補助金のご案内

募集期間を
10/30
までに
再延長！

今年度ラスト

中長期的に本県産業を支える外国人材の定着促進を図るため、宮崎県内の企業等が受け入れている外国人材のキャリア形成支援に資する取組等を補助します。

対象事業者	県内に本社又は主たる事業所を有しており、 県内の事業所において外国人材を受け入れている企業等。	
補助率	1 / 2 以内	
補助上限額	最大 2 5 万円※ ¹	
対象事業※ ²	研修等（日本語講座やビジネススキル講座等）に係る費用 （試験などの資格の認定等が受けられるものを除く。）	在留資格の申請業務に係る費用 （在留資格の変更や在留期間の更新に係る法定手数料は除く。）
対象となる産業分野	制限なし	
対象となる在留資格※ ³	就労を主たる目的とした在留資格 （技能実習や特定技能、技術・人文知識・国際業務など）	

※¹ 一法人につき、2 5 万円の補助。事業所や外国人材の数には比例しません。

※² どちらか一方のみの申請でも、両方を組み合わせた申請でも構いません。

※³ 永住者や日本人の配偶者等、身分・地位に基づく在留資格や、資格外活動等については、対象外です。

必着

募集
期間

令和 8 年 5 月 2 1 日〔木〕～ **1 0 月 3 0 日〔金〕**

申請
方法

郵送※10月30日(金)まで必着

持参

電子メール

○ 申請書の書き方が分からない場合は、県HP下部に掲載している「事務手続きスケジュール」や「記入例集」をご参照いただき、手順に沿って作成をお願いします。

担当
窓口

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県 産業政策課 産業企画・外国人材担当

☎0985-26-7967

E-mail : sangyoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

県
HP
へ



令和 8 年度

宮崎県外国人材 定着促進支援事業費 補助金の活用事例のご紹介



外国人材が特定技能 1 号から 2 号へレベルアップするための勉強をしているが、漢字の読み書きに苦戦している・・・



例①

外部講師を企業に招へいして、
研修・勉強会を実施する場合

補助対象

- ・講師謝礼
- ・講師旅費
- ・研修に必要な消耗品費
- ・共用の教材購入費
- ・会場使用料

例：使用料や賃借料 など

一緒に
頑張ろう



例②

外部で開催される研修・勉強会に
参加させる場合

補助対象（企業が負担する以下の経費）

- ・受講料、参加料
- ・研修会場までの交通費（県内外OK）
例：レンタカー貸上料
公共交通機関の利用料
高速道路利用料金 など

・宿泊費

※研修日程等の提示が必要です。



雇用している外国人材の在留資格の更新手続きを
行政書士等に依頼する際の経費が必要になる・・・

例：特定技能 3 名の場合、毎年 1 5 万円（5 万円／人）が必要



更新前



更新後



在留資格の更新等に係る、申請業務を
行政書士等に依頼する際の
費用の一部を補助します！

補助対象：書類の作成や申請 など
※法定手数料は補助対象外です。

来年も
頑張るぞ！

詳しくは、県HPに掲載している実施要領やQ&Aをご参照ください。